

令和6年12月2日

お知らせ

課名	障害福祉課
担当	藤本、土居
内線	3601、3615
直通	086-226-7343

12月3日から9日は「障害者週間」です

「障害者週間（12月3日～9日）」にあたり、県や市町村等では、全ての県民が障害の有無にかかわらず地域で共生する社会の実現に向け、障害のある人の福祉への関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進するため、別紙のとおり、県内各地で関連行事を実施しますので、お知らせします。

<参考>

・障害者週間

「障害者週間（12月3日～12月9日）」は、全ての国民が障害の有無にかかわらず地域で共生する社会の実現に向けて、国民の間に広く、障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法に定められています。

・障害者基本法

第9条 国民の間に広く基本原則※に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

2 障害者週間は、12月3日から12月9日までの1週間とする。

3 国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間等の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

※基本原則…地域社会における共生、障害を理由とする差別の禁止等